

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

室町ケミカル株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭 殿

【提出日】 2021年2月5日

【会社名】 室町ケミカル株式会社

【英訳名】 MUROMACHI CHEMICALS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 青木 淳一

【本店の所在の場所】 福岡県大牟田市新勝立町一丁目38番5

【電話番号】 0944-41-2131

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 井内 聡

【最寄りの連絡場所】 福岡県大牟田市新勝立町一丁目38番5

【電話番号】 0944-41-2131

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 井内 聡

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2021年1月21日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1
第4 提出会社の状況	1
1 株式等の状況	1

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

決議年月日	2020年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社従業員 54 (注)6
新株予約権の数(個)※	86,770 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 86,770 [433,850] (注)1,4
新株予約権行使時の払込金額(円)※	460 [92] (注)2,4
新株予約権の行使期間※	2022年3月14日～2030年3月13日 (注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額(円)※	発行価格 460 [92] 資本金組入額 230 [46] (注)3,4
新株予約権行使の条件※	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者の地位又はこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役及び監査役の任期満了による退任又は従業員の定年退職の場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(省略)

(注) 6. 退職等により従業員1名580株分の権利が喪失しております。

(訂正後)

決議年月日	2020年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社従業員 54 (注)6
新株予約権の数(個)※	86,770 [86,190] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 86,770 [430,950] (注)1,4
新株予約権行使時の払込金額(円)※	460 [92] (注)2,4
新株予約権の行使期間※	2022年3月14日～2030年3月13日 (注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額(円)※	発行価格 460 [92] 資本金組入額 230 [46] (注)3,4
新株予約権行使の条件※	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者の地位又はこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役及び監査役の任期満了による退任又は従業員の定年退職の場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(省略)

(注) 6. 退職等による権利の喪失により、提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役6名、当社従業員53名の合計59名となっております。